

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣 地方労働基準監察監督官 吉村 賢一 専門監督官 倉橋 隆成 (電話) 077-522-6649

労働基準法などに違反した疑いで8つの事件を書類送検 ～平成28年の労働基準監督署による司法処分状況～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、このたび、平成28年に労働基準監督署が実施した書類送検の状況を取りまとめましたので、お知らせします。

労働基準監督署では、監督指導を始めとした様々な行政手法を用いて、労働基準法や労働安全衛生法などに定められた労働条件の履行確保を図るよう努めています。しかしながら、**死亡や重篤な後遺障害を残す重大な労働災害を発生させた事案や度重なる指導に従わないなどの悪質な事案は**、刑事訴訟法に基づき、司法警察員としての権限を行使し**司法処分に付することとしています**。

平成28年は、①15歳の労働者に禁止された足場の解体業務に就かせた結果、この者が約18m墜落し重傷を負ったもの、②資格が無いままクレーンのフックに荷を掛ける作業を行った結果、労働者の上に荷である木材が落下して重傷を負わせたものなど、**8つの事件を大津地方検察庁へ書類送検しました**。

労働基準監督署では、引き続き、重大又は悪質な事案を把握した場合には、司法警察権限を行使して捜査を行い、厳正に対処することとしています。

【平成28年の司法処分の状況】※詳細別添。

(1) 送検件数： 8件

(2) 主な事件の概要：

- ① 15歳の労働者に禁止された足場の解体作業に就かせ、また、足場の解体作業では必要な「作業主任者」を選任しなかったことが疑われるもの。この結果、労働者が約18m墜落して重傷を負った。
- ② 資格が無いまま、移動式クレーンのフックに木材を掛ける作業を行ったことが疑われるもの。この結果、荷である木材が労働者に落下して重傷を負った。
- ③ 「あおり」を開けた状態で荷台に労働者を乗車させて貨物自動車を走行させたことが疑われるもの。この結果、労働者が荷台から転落して重傷を負った。
- ④ 特別教育を行っていない労働者にクレーンを運転させたことが疑われるもの。この結果、クレーンのフックから荷である鉄骨部材が労働者に落下して死亡した。
- ⑤ 4日以上休業した労働災害が発生したにもかかわらず、遅滞なく、所轄の労働基準監督署長に報告を行わなかったことが疑われるもの（いわゆる労災かくし）。
- ⑥ コンクリートを砕いたり鉄筋を切断することを用途とした「コンクリート圧砕機」で、廃材を入れたバックをアタッチメントで挟んでつり上げる作業を行ったことが疑われるもの。この結果、吊りひもを引っ掛ける作業を行っていた労働者が頭部を挟まれ死亡した。

【資料】

別添	平成 28 年	主な送検事例
別紙	平成 28 年	司法処分の状況
参考資料		労働基準監督官の主な仕事

主 な 送 検 事 例

事例 1 (建設業)

15歳の労働者を足場の解体業務に就かせ、かつ、作業主任者を選任せずに足場の解体作業を行わせたとして、書類送検したもの

労基署が捜査で特定した事実 と 送検した犯罪

- 平成27年11月、彦根市内のビルで行われていた外壁改修工事の現場で、足場の解体作業を行っていた労働者（当時15歳）が、足場から約18m下の道路に墜落して重傷を負う労働災害が発生した。
- 会社の代表者は、
 - ① 満18歳未満の労働者を、足場の解体業務に就かせてはならないにもかかわらず、足場の解体業務を行わせ、かつ、
 - ② 労働者に高さ5m以上の足場の解体作業を行わせる場合、法令で定める技能講習を修了した者から「作業主任者」を選任しなければならないにもかかわらず、これを選任していなかった。

労基署の対応

①労働基準法第62条（危険有害業務の就業制限）第1項違反
②労働安全衛生法第14条（作業主任者）違反
被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例 2 (建設業)

資格が無いまま、移動式クレーンのフックに木材を掛ける業務を行わせたとして、書類送検したもの

労基署が捜査で特定した事実 と 送検した犯罪

- 平成28年4月、野洲市内の木造家屋の新築工事の現場で、骨組みの一番高い位置に梁材（棟木）を取り付ける棟上げ作業中に、移動式クレーン（つり上げ荷重7トン）で、スリング（繊維ベルト）2本を用いて、梁材をつり上げて移動させていたところ、スリングの1本が切れ、落下した梁材が仮設の足場に激突し、作業中の労働者がその足場から墜落して重傷を負う労働災害が発生した。
- つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンに荷を掛け外しする玉掛け作業等は、玉掛け技能講習の修了等の資格がなければ就かせてはならないにもかかわらず、この資格を有していない会社の代表者自らが行っていた。

労基署の対応

労働安全衛生法第61条（就業制限）第2項
違反被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例 3 (清掃・と畜業)

「あおり」を開けた状態で、荷台に労働者を乗車させて貨物自動車を走行させたとして、書類送検したもの

労基署が捜査で特定した事実 と 送検した犯罪

- 平成28年1月、野洲市内で、ごみ収集業務中に、これを行う労働者を、荷台に乗車させて貨物自動車を走行させていたところ、この者が荷台から道路に転落して重傷を負う労働災害が発生した。
- 会社の代表者は、荷台に「あおり」のある貨物自動車の荷台に労働者を乗車させて走行するときは、「あおり」を確実に閉じさせなければならないにもかかわらず、「あおり」を開けた状態で走行させていた。

労基署の対応

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）第1号
違反被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例4 (製造業)

特別教育を行っていない労働者にクレーンを運転させたとして、書類送検したもの

労基署が捜査で特定した事実 と 送検した犯罪

- 1 平成28年4月、長浜市内の工場で、鉄骨部材の搬出作業中に、クレーン（つり上げ荷重約2.8トン）でつり上げた部材底部の塗装の手直しを行っていたところ、この部材がフックから外れて落下し、塗装作業を行っていた労働者に当たり死亡する労働災害が発生した。
- 2 搬出作業の指揮者は、つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転をする者に対し、クレーンの運転の業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならないにもかかわらず、この教育を実施していなかった。

労基署の対応

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）第3項違反
被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例5 (運輸交通業)

労働災害により被災労働者が4日以上休業したにもかかわらず、所轄の労働基準監督署長に、遅滞なく、報告を行っていないとして、書類送検したもの（いわゆる「労災かくし」）

労基署が捜査で特定した事実 と 送検した犯罪

- 1 平成27年12月、長浜市内の営業所で、労働者がプラットホームから墜落し骨折する労働災害が発生し、この災害により4日以上休業した。
- 2 会社の営業所長は、労働災害により4日以上休業したときは、所轄の労働基準監督署長に、遅滞なく、労働安全衛生法が定める「労働者死傷病報告」を提出しなければならないにもかかわらず、これを行わなかった。

労基署の対応

労働安全衛生法第100条（報告等）第1項
違反被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

事例6 (建設業)

コンクリートの圧砕や鉄筋の切断を用途とした「コンクリート圧砕機」で、廃材を入れたバッグをアタッチメントで挟んでつり上げる用途外の作業を行ったとして、書類送検したもの

労基署が捜査で特定した事実 と 送検した犯罪

- 1 平成28年7月、大津市内の鉄骨造りの建築物解体工事の現場で、コンテナバッグに入れた廃材の搬出のため、コンクリート圧砕機のアタッチメントを使い、このバッグの吊りひもを引っ掛けてダンプトラックに積載する作業中、玉掛け作業を行っていた派遣労働者が、頭部をアタッチメントに挟まれ死亡する労働災害が発生した。
- 2 会社の作業員は、労働安全衛生法が定める除外事由がある場合（※）を除き、車両系建設機械の解体用機械（コンクリート圧砕機を含む。）を、主たる用途以外に使用してはならないにもかかわらず、これを行わせていた。

※ 荷のつり上げの作業を行う場合は、作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なときであって、アタッチメントに法令上の要件を満たしたつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

また、荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合にあっては、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

労基署の対応

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）第1号
違反被疑事件として、大津地方検察庁に書類送検

平成 28 年 司法処分の状況

1 司法処分の状況

- 管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 28 年に労働基準関係法令違反として司法処分に付し、大津地方検察庁へ書類送検した事件は 8 件であった。最も多いものは、労働安全衛生法第 20 条（事業者の講ずべき措置等：設備等）違反の 3 件であった。

表 1 司法処分の状況（平成 28 年）

被疑条文（※）	業種					計
	製造業	建設業	運輸交通業	清掃・と畜業	派遣業	
賃金不払残業（労基法第 37 条）					1	1
危険有害業務の就業制限（労基法第 62 条）		1				1
事業者の講ずべき措置等：設備等（安衛法第 20 条）	1	1		1		3
安全衛生教育（安衛法第 59 条）	1					1
就業制限（安衛法第 61 条）		1				1
いわゆる労災かくし（安衛法第 100 条）			1			1
計	2	3	1	1	1	8

※ 1 事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

2 被疑事件ごとの推移

- 管内の労働基準監督署が平成 24 年から平成 28 年までに大津地方検察庁へ書類送検した被疑事件は、57 件であった。最も多いものは、事業主の講ずべき措置等：設備等（労働安全衛生法第 20 条違反）の 12 件であった。

表 2 被疑事件ごとの推移

	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年	平成 24 年	計
	賃金不払（最賃法第 4 条・労基法第 24 条）		2	2	2	
違法な時間外労働（労基法第 32 条）		2	2	2	1	7
賃金不払残業（労基法第 37 条）	1				1	2
危険有害業務の就業制限（労基法第 62 条）	1					1
事業主の講ずべき措置等：設備等（安衛法第 20 条）	3	4	1	2	2	12
うち墜落災害に係るもの（※）		3		1	2	6
事業者の講ずべき措置等：作業方法（安衛法第 21・31 条）		4	5	1		10
安全衛生教育（安衛法第 59 条）	1				1	2
就業制限（安衛法第 61 条）	1	1				2
いわゆる労災かくし（安衛法第 100 条）	1	1	3			5
その他		1	1	2	2	6
計	8	15	14	9	11	57

※ 墜落災害を契機に捜査したものであって、労働安全衛生規則第 518・519・524・529・653 条に係るもの。

3 関係法令

(1) 別添「主な送検事例」の事例1に関するもの

労働基準法（昭和22年法律第49号）

第62条（危険有害業務の就業制限）

使用者は、満十八才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2及び3（略）

年少者労働基準規則（昭和22年労働省令第8号）

第8条（年少者の就業制限の業務の範囲）

法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四十一号に掲げる業務は、保健師助産師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

一乃至二十四（略）

二十五 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）

二十六乃至四十六（略）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第14条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第6条（作業主任者を選任すべき作業）

法第十四条の政令で定める作業を、次のとおりとする。

一乃至十四（略）

十五 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

十五の二乃至二十三（略）

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第16条（作業主任者の選任）

法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行うものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2（略）

第565条（足場の組立て等作業主任者の選任）

事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第十五号の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	足場の組立て等作業主任者
(略)	(略)	(略)

備考（略）

(2) 別添「主な送検事例」の事例2に関するもの

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第61条（就業制限）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。

3乃至5（略）

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第20条（就業制限に係る業務）

法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一乃至十五（略）

十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

第221条（就業制限）

事業者は、令第二十条第十六号に掲げる業務（制限荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

一 玉掛け技能講習を修了した者

二 職業能力開発法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓

- 練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者

(3) 別添「主な送検事例」の事例3に関するもの

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第151条の73

事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を行き交わせる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次の定めるところによらなければならない。

- 一 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
 - 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
 - イ あおりを確実に閉じること。
 - ロ あおりその他貨物自動車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。
 - ハ 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部）を超えて乗らないこと。
- 2 (略)

(4) 別添「主な送検事例」の事例4に関するもの

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第59条（安全衛生教育）

(略)

2 (略)

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第36条（特別教育を必要とする業務）

法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一乃至十四 (略)

十五 次に掲げるクレーン（移動式クレーン（令第一条第八号の移動式クレーンをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の運転の業務

- イ つり上げ荷重が五トン未満のクレーン
- ロ つり上げ荷重が五トン以上の跨線テルハ

十六乃至三十八 (略)

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

第21条（特別の教育）

事業者は、次の各号に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

- 一 つり上げ荷重が五トン未満のクレーン
 - 二 つり上げ荷重が五トン以上の跨線テルハ
- 2 前項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。
- 一 クレーンに関する知識
 - 二 原動機及び電気に関する知識
 - 三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識
 - 四 関係法令
 - 五 クレーンの運転
 - 六 クレーンの運転のための合図
- 3 (略)

(5) 別添「主な送検事例」の事例5に関するもの

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第100条（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2及び3 (略)

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第97条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 (略)

(6) 別添「主な送検事例」の事例6に関するもの

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第164条（主たる用途以外の使用の制限）

事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- 一 荷のつり上げ作業を行う場合であつて、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。
 - ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。
 - (1) 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。
 - (2) 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。
 - (3) 作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げ作業以外の作業を行う場合であつて、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。

3 （略）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

第45条（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

（略）

2 （略）

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第二十条（中略）を適用する。（後略）

4乃至17 （略）

(7) 上記2の表2に関するもの

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第518条（作業床の設置等）

事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、^{おお}覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第529条（建築物等の組立て、解体又は変更の作業）

事業者は、建築物、橋梁^{りょう}、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を指定して、その者に直接作業を指揮させること。
- 二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

第653条（物品揚卸口等についての措置）

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、抗又は船舶のハツチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに^{おお}囲い、手すり、^{おお}覆い等を設けなければならない。ただし、^{おお}囲い、手すり、^{おお}覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所があるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

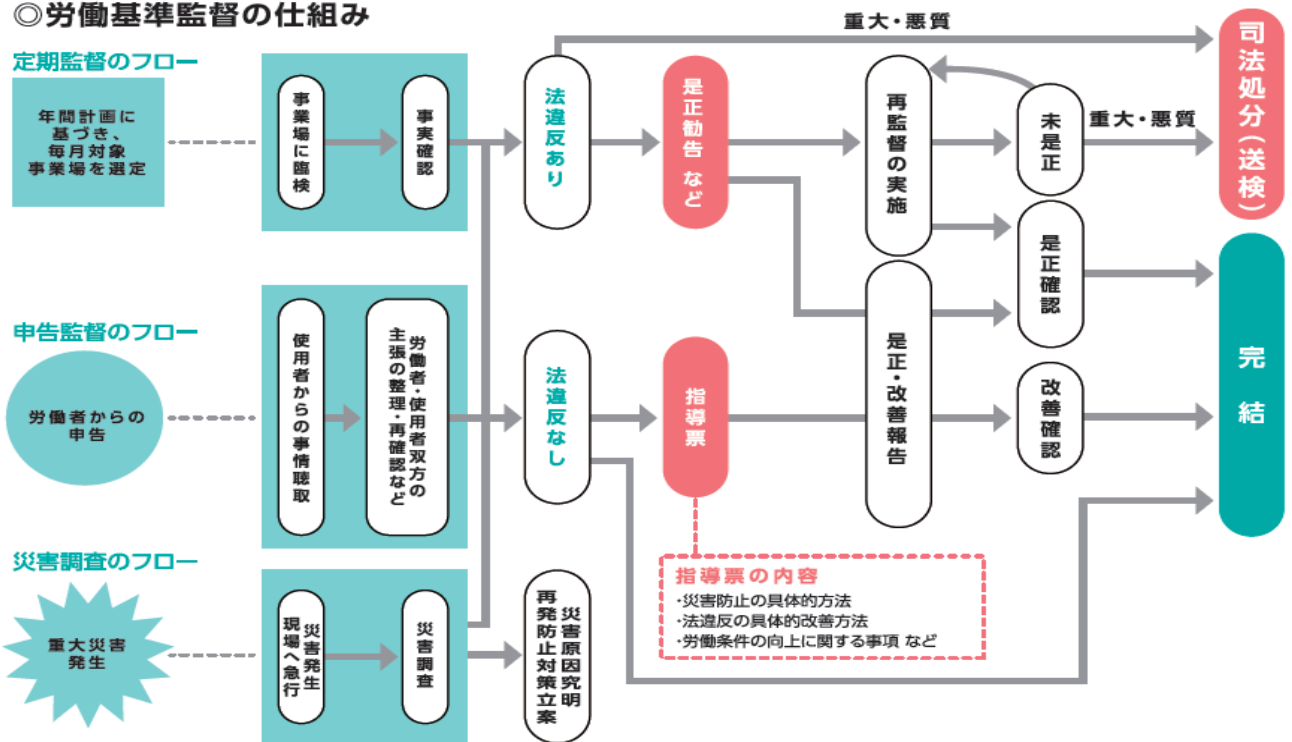
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎労働基準監督官の権限

- ◆適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ることとされています。

ILO第81号条約第12条第1項

「正当な証明書を所持する労働監督官は、次の権限を有する。

(a) 監督を受ける事業場に、昼夜いつでも、事由に且つ予告なしに立ち入ること。」

- ◆調査のため、事業場の帳簿書類を確認したり、従業員などに尋問したりすることができます。

労働基準法第101条第1項等

「労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。」